

南あわじ市 農業委員会だより



第2号

平成18年3月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市福永358番地1

TEL(0799)43-5029 FAX(0799)43-5126

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる「かけ橋」～



豊かな自然に囲まれた三原平野でレタスを収穫する認定農業者の碓さん(榎列)

主な内容

- 農地パトロール……………2
- 標準小作料の改定……………2
- 視察研修……………3
- 農業者年金……………3
- 『農地管理及び遊休農地に関する
意向調査』……………4
- 農業用施設の転用……………4

**意欲ある農業者を
応援します。**

南あわじ市では将来の地域農業を支える
担い手づくりを進めています。
現在、市内で367人の認定農業者が
活躍しています。

守るべき農地と農村

農地パトロール

農地パトロールに想う

(西淡地区協議会長 箕浦 和久)

めの現状把握を目的とした一斉パトロールが委員個々の日常活動とは別に実施されております。

当市内でも高齢化に伴う離農や農地の借り手不足等が顕在化してきており喫緊の課題です。

「農業経営の安定化と担い手の育成」「消費者に軸足を移した農行政の展開」等国の施策は的を射たものと思いますが、より重要なものは消費拡大の原点に帰り、昔の食文化を取り戻すための啓発行動が先にあると痛感するのですが、

この際コーヒーとパンだけの朝食習慣を見直しませんか。

行う旨の回答を得ました。

農地パトロールを行い感じたことは、この活動が無断転用の防止等につながると共に遊休農地、耕作放棄地を把握することができるといふ点です。

これらをいかに食い止め解消していくか、取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくご協力をお願いいたします。

農地パトロール報告

(緑地区協議会長

長尾 文善)

農業委員に就任させていただきまして、はや七ヶ月がすぎました。常日頃は地域住民の皆さまから暖かいご支援ご協力を賜り衷心より厚くお礼申し上げます。

一月十一日午前九時より緑地区を私達五名の農業委員と事務局とで平成十七年に申請のありました地区内十七カ所について農地パトロールを実施しました。今回は申請、届け出のあった農地が目的どおりの利用状況になっているか等、権利移動関係九件、転用関係六件、農業用施設届出二件を巡回調査しました。

一月十一日午前九時より緑地区を私達五名の農業委員と事務局とで平成十七年に申請のありました地区内十七カ所について農地パトロールを実施しました。今回は申請、届け出のあった農地が目的どおりの利用状況になっているか等、権利移動関係九件、転用関係六件、農業用施設届出二件を巡回調査しました。

その結果、申請内容と相違する案件が一部見受けられましたが、ほとんどの案件は、申請どおりの内容で有効な利用が図られていました。指導が必要であると判断した案件については、担当農業委員が申請者に対して、是正指導をおこないました。

今後引き続き、定期的に農地パトロールを実施することにより、かけがえのない農地を守り、秩序ある農村環境が保たれるよう積極的な委員会活動を展開いたします。



平成18年4月から標準小作料が改訂されます

農地賃借料の目安として定められている標準小作料は、3年ごとに見直しが行われており、本年が改訂年になっております。

11月と1月に南あわじ市標準小作料協議会が開催され、粗収益から生産費用と経営者報酬を控除した残余を標準小作料とする方式で算出された額が示され、農業委員会への答申がありました。

農業委員会は答申を受けて2月20日の定例会において、次のとおり決定しました。

農地区分	小作料の標準額	備考
田	13,000円/10a	二毛作 (水稲+玉葱)

適用期間：平成18年4月 1日から
平成21年3月31日まで

『農地管理及び遊休農地に関する意向調査』への

ご協力ありがとうございました

農業委員会選挙人名簿登載申請書と共に配布し、回答をお願いしました「農地管理及び遊休農地に関する意向調査」について、調査結果がまとまりましたので、一部について結果をお知らせいたします。

今回の調査により、約千三百世帯が休耕地・遊休農地を保有していることを把握することができました。

ほとんどの方が農地を保全管理されており、周辺に迷惑が及ばないよう対処されてお

りましたが、農地の回復が困難などの理由で放置したままになっている場合もありました。耕作していない主な理由は

生産性が低い二七％、高齢による労力不足二〇％、農業以外の仕事が多忙二〇％、後継者不足一五％でした。また、保全管理できていない、いわゆる遊休農地についての今後の意向は管理する四一％、放っておく二〇％、耕作する一七％、貸したい九％、売りたい六％でした。今後、少子高齢化が進むなかで労力不足から保全管理ができない遊休農地がますます増加するのではないかとということが考えられます。

そのため、市が実施している耕作放棄田解消事業を有効に活用しながら、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等で規模拡大農家への農地の流動化を促進していくことが今後の重要な課題となつてきます。農業委員会では、調査結果を基にしながら、認定農家等へのあつせん事業を含めた農地の有効利用の推進に努めたいと考えています。

農業用施設の届出と許可の違いは？

自分の所有する農地に農業用施設を建築する場合は、転用面積によつて農業委員会への届出と県知事の許可とに区分されます。転用面積が二〇〇㎡未満であるときは、農業委員会への届出により承認された場合は建築が認められます。一方、二〇〇㎡を超える場合は、農地法第四条の規定により県知事の許可を得てからでなければ建築することはできません。

転用面積として算入する土地の部分は、建物敷地だけでなく農地としては活用できない土地も含まれることとなります。例えば進入路や農作業場、農機具置き場などです。また、牛の運動場も転用になりますので転用面積に含まれます。設置する場合は事前に面積の確認をお願いします。建築しようとする農地が農業振興地域の農用地（農振地）内にある場合は、市に「農業振興地域の農用地の用途区分変更申請書」の提出が必要です。

農地改良するときには？

農業用排水施設、農業用道路の新設、客土（嵩上げ）などの農地改良を行う場合も届けは必要です。農地で工事をを行うときは必ず農業委員会に届け出て下さい。

許可なく転用したら？

許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反となり、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることが出来ます。また、違反した場合には、懲役又は罰金の厳しい罰則が適用されることもあります。

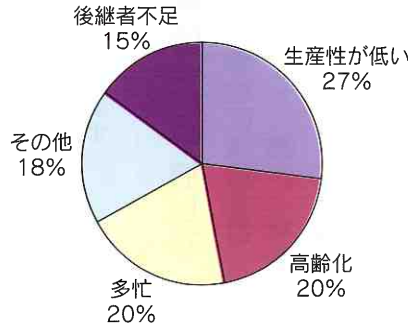
申請書等審議日程について

南あわじ市農業委員会では、毎月次の日程により申請書等の受付、審査、許可を行っております。申請についての相談はお早めにお問い合わせ下さい。

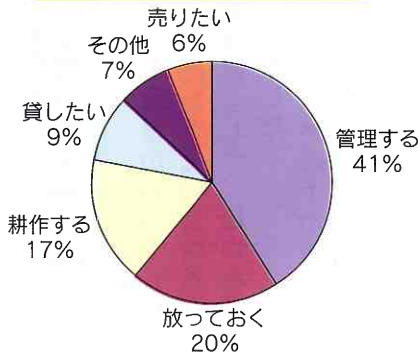
- ▽申請書等受付締切 五日（閉庁日の場合は前日）
- ▽地区協議会 一〇～一二日頃
- ▽定例会 二〇日頃

許可書等の発行は定例会以後です。

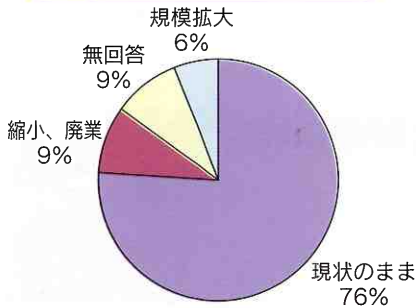
耕作していない理由



遊休地を今後どうするか



今後の農業経営について



視察研修

二月二十四日から二十五日
にかけ、農業委員会委員先進
地視察研修として、篠山市等
を訪問しました。

篠山市は、平成十一年四月
に多紀郡四町の合併により新
市として誕生し、農業委員会
の取り組みについては、遊休
農地解消対策や市内小学校で
の食農教育など大変活発な活
動を行っています。

視察研修に参加して

(三原地区協議会長

細川 泰弘)

篠山市農業委員会を訪問し
て、短い時間ではありましたが
私なりに感じたことを報告
させていただきます。

篠山市は、冬季は比較的寒
気が厳しく、夏は高温という
盆地特有の温度差の大きい内
陸型気候の中、稲作と全国的
に有名な丹波黒大豆・小豆な
どを中心とした農業経営を行
っていました。

農業委員会の活動は非常に
努力されておりまして、主柱
として「行動する委員会」と
銘打って、農地パトロールに



よる遊休農地の把握・解消対
策や市内一九小学校での食農
教育など、現場を重視した活
動に取り組んでいます。

子供達と一緒にどろんこに
なりながらの農作業体験学習
をとおして、人間が生きる食
生活を次世代に伝えると共に
担い手育成にも役立てている
ように思いました。

また、米の消費拡大を目的
として、イベントでの米の無
料配布や米粉パン給食の要望
などをおこなっています。非
農家の人たちに地元農業実態
を知ってもらい、農業の大切
さを市行政と共に一丸となつ
て努力していく様子に感動し
ました。

視察研修で得たもの

(南淡地区協議会長

廻角 正英)

南あわじ市が発足してはや
二年目、改選後、初めての農業
委員会先進地視察研修に参加
しました。

篠山市との委員会交流で私
たちは、「行動する農業委員会」
をめざしてさまざまな取り組
みをしている篠山市農業委員
の方々との意見交換が行われ
ました。今後の委員会活動にも
取り入れていきたい面もあり、
改めて襟を正した思いでした。

他に尼崎市にある段ボール
製造会社を視察しました。事
業本部では、製造工程を見学
させて頂きました。私たちが
日頃出荷に使用している段ボ
ールが印刷、カット、糊付け
の工程で一分間に二百五十枚
を生産するスピードで製造さ
れており、段ボールに活かさ
れた高い技術力は見事でした。
特に、二色刷や接着後の乾燥
の早さ、また、環境に配慮し
た紙粉除去システムのすばら
しさに感動しました。

今回の視察研修で得たもの
を活かしながら農業委員とし
ての役割を果たしていきたい
と思います。

老後の安定した生活のために農業者年金へ加入を

サラリーマンの人は、定年退職を迎えたあと、厚生年金を受給することにより、老後の生活を支えます。農業者年金は、農家の人にもサラリーマンなみの年金を受給できるように設けられた農家のための制度です。

農家のための農業者年金にぜひご加入ください。

- ・ 農業に従事する人は広く加入できます。
- ・ 保険料は自由に決められます。
- ・ 80才までの補償がついた終身年金です。
- ・ 認定農業者等担い手には保険料の国庫助成があります。
- ・ 税制面でも特例があります。



受給後は農地の移動にご注意を！

経営移譲年金を受給している人が農地を売買、貸借、転用する場合、経営移譲分が減額になることがあります。

手続きを行う前に必ず農業委員会にご相談下さい。